

〇たつの市議会政務活動費交付条例

平成17年10月1日

条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定及びたつの市議会基本条例（平成25年条例第14号。以下「基本条例」という。）に基づき、議会における会派及び会派に属しない議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び会派に属しない議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、たつの市議会における会派（以下「会派」という。）及び会派に属しない議員の職にある者（以下「無会派議員」という。）に対して交付する。

(会派に対する政務活動費)

第3条 会派に対する政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数1人につき月額4万円とし、交付対象となった月から当該年度の3月末日までの期間において算定した額を上限とする。

2 年度の途中において新たに結成された会派に対する政務活動費は、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付対象とする。

3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があったときは、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があったときも、また同様とする。

(無会派議員に対する政務活動費)

第4条 無会派議員に対する政務活動費は、基準日に在職する無会派議員に対して、月額4万円とし、交付対象となった月から当該年度の3月末日までの期間において算定した額を上限とする。

2 年度の途中において新たに無会派議員となった者に対しては、無会派議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付対象とする。

3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、基準日の属する月の前月分までを交付対象とする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、会派及び無会派議員（以下「会派等」という。）が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題

及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する。

- 2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(経理責任者)

第6条 会派等は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(会派等の責務)

第7条 会派等は、基本条例及び政務活動費の交付の趣旨を踏まえ、政務活動費を適正に使用し、その使途の透明性を確保することにより、政務活動費に対する市民の理解を得るとともに、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

(実績報告書の提出)

第8条 政務活動費の交付決定を受けた会派の経理責任者及び無会派議員は、各四半期の末日の属する月の翌月10日（その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日）に、政務活動費実績報告書（以下「実績報告書」という。）を作成し、領収証書等の証拠書類の原本を添えて、議長に提出しなければならない。ただし、特にやむを得ない事由があると議長が認めたときは、別に定める期日までに提出することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項が生じたときは、当該会派の代表であった者又は議員であった者は、会派の解散の日又は無会派議員でなくなった日から15日以内に同項の実績報告書を提出しなければならない。

(1) 議員の任期が満了したとき。

(2) 会派が解散したとき。

(3) 無会派議員が無会派議員でなくなったとき。

(4) 議員でなくなったとき。

- 3 議長は、実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて修正を求め、その写しを市長に送付するものとする。

(交付額の確定通知)

第9条 市長は、前条の規定により議長から送付を受けたときは、政務活動費を確定し、当該会派の代表者又は無会派議員に通知しなければならない。

(政務活動費の請求)

第10条 前条の交付額の確定通知を受けた会派の代表者又は無会派議員は、政務活動費の交付を受けようとするときは、政務活動費請求書を市長に提出しなければならない。

(政務活動費の交付)

第11条 市長は、前条の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から30日以内に政務活動費を支払うものとする。

(政務活動費の返還)

第12条 議長は、会派等が偽りその他不正な手段により政務活動費の交付を受けたと認めるとき、又はこの条例及び関係規則に違反していると認めるときは、その旨を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定により報告があったときは、政務活動費の交付の決定を取り消し、当該取消しに係る部分に関し既に政務活動費が交付されているときは、会派等に対し期限を決めて当該政務活動費の返還を命ずるものとする。

(実績報告書の保存及び閲覧)

第13条 議長は、第8条第1項の規定により提出された実績報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 たつの市情報公開条例（平成17年条例第24号）第5条に規定する者は、議長に対し、前項の実績報告書の閲覧を請求することができる。

(透明性の確保)

第14条 議長は、第8条第1項の規定により提出された実績報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成20年9月30日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月1日条例第2号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のたつの市議会政務活動費交付条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日の前日までにたつの市議会政務調査費交付条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月7日条例第2号）

この条例は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成27年3月5日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後たつの市議会政務活動費交付条例の規定は、平成26年5月1日から適用する。

附 則（平成30年3月26日条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のたつの市議会政務活動費交付条例の規定は、この条例の施行の日から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前のたつの市議会政務活動費交付条例の規定により交付された政務活動費については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月30日条例第26号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月2日条例第2号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のたつの市議会政務活動費交付条例の規定は、令和5年度以後の年度分の政務活動費について適用し、令和4年度以前の年度分の政務活動費については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

項目	内容
調査研究費	会派等が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費 (資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等)
研修費	会派等が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費 (講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等)
広報費	会派等が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費 (広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等)
広聴費	会派等が行う住民からの市政及び会派等の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費 (資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等)
要請・陳情活動費	会派等が要請、陳情活動を行うために必要な経費 (資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊料等)
会議費	会派等が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等、各種会議への会派等の参加に要する経費 (会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等)
資料作成費	会派等が行う活動に必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等)
資料購入費	会派等が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等)
人件費	会派等が行う活動を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、報酬等)
事務所費	会派等が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所の賃借料、維持管理費、備品、文書通信費、事務機器購入、リース代等)